

河南町 木造住宅除却工事補助制度

河南町では、今後発生が予想される大地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の保全を目的として、耐震性の不足及び倒壊の恐れのある空き家等を除却される方に対し、その費用の一部を補助します。



補助金の額

除却工事に要した経費（※）の2分の1の額

限度額 **20万円** （長屋又は共同住宅にあっては1棟当たり20万円）

※解体、運搬及び処分、騒音対策等に要する費用を含む

補助対象建築物（以下の全てに該当するもの）

原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅（長屋、共同住宅を含む）

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は簡易診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の評点の合計が7点以下のもの

1年以上居住の用に供されておらず、かつ、居住の予定のないもの

補助対象者

当該建築物の個人所有者

固定資産税の滞納をしていないこと

直近の課税所得金額が5,070,000円未満のもの

暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

補助対象工事

建設業法第3条第1項の許可又は建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた解体業者による工事であること

当該建築物を全て除却する工事であること

申請年度中に完了する工事であること

問合せ先

河南町 まち創造部都市環境課 0721-93-2500（内272）